

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を拡充すること。

また、耐震改修が行われた既存住宅及び耐震診断義務付対象建築物に係る税負担軽減措置を確実に延長すること。

2. 空き家等対策の推進

- (1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

- (2) 空き家の発生抑制に向け、相続登記の義務化や空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例のあり方等を検討すること。

- (3) 特定空家等の円滑な除却に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の見直しを検討すること。

- (4) 都市自治体の空き家等の所有者に対する適正管理の助言・指導が速やかに行えるよう空き家等に係る固定資産税情報の柔軟な利用を可能とすること。

3. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、事業を継続するとともに、財政措置を拡充すること。

また、アスベストの除去に係る財政負担を軽減するため、安全・安価な工法の研究等に取り組むこと。